

介護サービスの多様な選択

(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)

平成 28 年 11 月 8 日

介護保険法に基づくサービスの 1 つである居宅サービスについては、要介護度別に支給限度基準額が定められており、支給限度基準額内であれば、保険給付対象サービスとなる（原則として自己負担額 1 割）。一方、居宅サービスに含まれないサービスを利用する場合や、居宅サービスに含まれているサービスについて支給限度基準額を超えて利用した場合は、全額自己負担の保険外サービスとなる。

1 保険給付対象サービスと保険外サービスの併用

(1) 問題の所在

- 保険給付対象サービスと保険外サービスを併用するにあたっては、両者を明確に区分しなくてはならないこととなっている。

その結果として、訪問介護において利用者のための食事・洗濯・部屋の掃除と一緒に同居家族のための家事ができない、通所介護の昼休みに介護職員が付き添って買い物をするのができない、といったことが指摘されている。

- 高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支える選択肢を充実させていく観点などから、公的保険外の介護サービスの成長促進が求められているところ（※1、※2）、現行制度について改善の方策はないか。

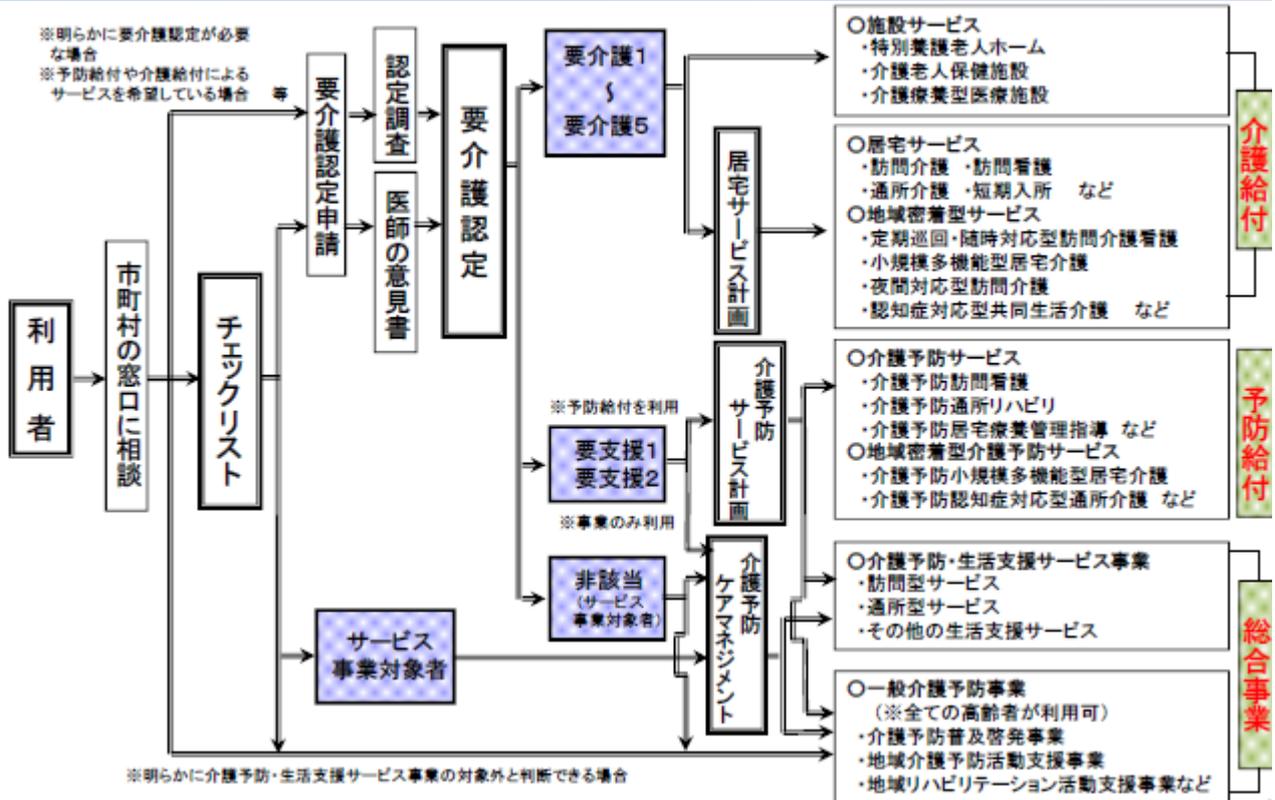
※1 資料 3 - 2 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）

※2 資料 3 - 2 「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

(2) 現行制度の概要

- 介護保険制度においては、介護サービスの利用者は、市町村（保険者）による要介護認定（要介護 1～5、要支援 1～2）を受けたのち、ケアマネジャー等により作成されたケアプランに従い、事業者と契約し、サービスを受けることができる（下図参照。介護保険法 27 条、40 条～61 条の 4）。

介護サービスの利用の手続き



(厚生労働省老健局総務課「公的介護保険制度の現状と今後の役割」17頁)

- ・ 居宅サービスについては、要介護の区分ごとに保険給付の支給限度基準額が定められている。支給限度基準額内であれば、原則として自己負担額1割の保険給付対象サービスとなる（介護保険法43条1項2項、介護保険法施行規則66条、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス等区分支給限度基準額（平成12年2月10日厚告33号））。
- ・ 居宅サービスについては、厚生省課長通知において「保険給付の範囲外のサービスについて、利用者と事業者の間の契約に基づき、保険外のサービスとして、保険給付対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によってサービスを提供することは、当然可能である」とされている（資料3-2、指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について（平成12年11月16日老振第76号））。

(3) 課題

- ・ 保険給付対象サービスと保険外サービスを併用する場合について、どのような改善が考えられるか。

(参考)

例1：高齢者家族のためのサービス提供は介護給付サービスでは認められていないサービスであるが、家族の負担を軽減させるため、保険外サービスへのニーズが顕在化しているとされるが(※3)、訪問介護において利用者のための食事・洗濯・部屋の掃除と一緒に同居家族のための家事ができない、通所介護の昼休みに介護職員が付き添って買い物をする事ができない、といったことが指摘されている(※4)。

※3 株式会社日本総合研究所「生活支援サービス実態調査報告書」(平成25年度老人保健医業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業、平成26年3月)49頁。

※4 公正取引委員会「介護分野に関する調査報告書」(平成28年9月)60頁。

例2：事業者に対するアンケートによると、生活支援サービス(保険外サービス)を実施する上での課題として、19.7%が「介護保険との併用に係る行政からの指導が多く・細かいこと」「介護保険との併用に係るルール・指導に地域差があること」が挙げられている(※5)。

※5 上記「生活支援サービス実態調査報告書」30頁。

2 保険給付対象サービスの価格

(1) 問題の所在

- 保険給付対象サービスの価格は、国が定める公定価格(介護報酬)であり、公定価格を上回る価格を設定することはできない。

その結果として、同一のサービスと評価されているものについてより質の高い内容を提供しても介護報酬が変わらないため、事業者や介護職員にとってサービスの質の向上を図るインセンティブが働かないとの指摘がある。

(2) 現行制度の概要

- 保険給付対象サービスの価格は、国が定める公定価格(介護報酬)であり、公定価格を上回る価格を設定することはできない(資料3-2 介護保険法41条4項、指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号))。

(3) 課題

- 保険給付対象サービスの価格の上限が公定価格（介護報酬）であり、同一のサービスと評価されているものについてより質の高い内容を提供しても介護報酬が変わらないため、事業者や介護職員にとってサービスの質の向上を図るインセンティブが働かないとの指摘があること等について、どのような改善が考えられるか。

以上